

請願3号『所得税法56条の廃止を求める意見書採択を求める請願書』については委員長報告で不採択でしたが、採択すべきという立場で討論をいたします。

理由の第1に、所得税法に基づく申告の原則は何かという点です。

委員会質疑でも執行部が認めたように、所得税法の申告方法の原則は56条の白色申告が原則で、その原則に基づく別の方法として57条の青色申告が存在します。つまり、「青色申告に誘導すべき」「選択肢は整備されている」という論理は、税法体系の原則そのものがもっている課題や問題点を改善せず、棚上げしている課税行政側を擁護するだけに過ぎないのです。

第2に、所得を申告する方法の決定権者は誰かという点です。

所得を申告する場合、白色か、青色かを選択することは納税者側にありますが、最終的に正式な青色申告になるには課税行政の『了承』があって初めて認められるのです。つまり、課税行政サイドの判断で、白色か、青色かを区別するのに、どうしてその結果、納税者の権利が冷遇されるのでしょうか。だから1974年（昭和49年）6月3日第72国会で、衆議院大蔵委員会（当時）は、税制改革に関して「現行の事業主報酬を改め、青色申告、白色申告を問わず、店主、家族専従者の自家労賃を認め、完全給与制とすること」とする請願を全会一致で採択しているのです。市民に身近な市議会の立場なら、請願採択をしながら一向に改善しない国会を憂い、意見書で国会の採択事項を守らせる地方議会の先進性こそ必要ではありませんか。

第3に、市内の8割近くは家族従業員に支えられた中小零細事業者で、巨額な脱税が行われた事実があるのかという点です。

所得税法56条を肯定する意見に、「家族従業員を雇用することによる不当な所得分割を抑制するため」という論理をお聞きます。仕事をしていない親族へ高額な給与を支払い、経費として計上し、本来払うべき税金を納付していないかのように、疑いのまなざしを市内の全中小零細事業者に向けているように聞こえますが、それでいのでしょうか。私が16年間市議会で働かせていただく中で、所得税法56条に関わって巨額な脱税行為をしていたケースは聞いたことがありません。

私たちが、仕事もしないのに高額な所得を分配するような違法なケースは取り締まる必要性はあると思いますが、だからといって、朝から晩まで働き、家業にとどまらず、様々な社会貢献をされている家族従業員にまで、あまりに低い待遇を強いる法的道理はありません。ましてや、国税通則法と所得税法の改正で、2014年（平成26年）1月から、年所得300万円以下の白色申告者にも記帳義務が拡大され、全ての中小業者に記帳が義務付けすることになったのですから、いまだに青色申告へ誘導という時代錯誤の論理を振りかざす理由は何もありません。

最後の第4として、これは単なる自営業者の待遇改善という点にとどまらないという点です。

家族従業者の8割は女性である点や、白色申告というだけで、国民健康保険に傷病手当や出産手当が支給されない点等を踏まえ、国連の女性差別撤廃委員会からも、異議が出されています。つまり所得税法第56条は人権問題でもあります。

よって、本市議会から市民生活の向上及び人権問題の改善に向けた意見書をぜひとも国会へ提出できるよう請願の採択を求め、請願3号への賛成討論を終わります。